第三十八条第一項、第二項及び第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第六項中「日から」を「日の」に改める。

第三十九条に次の二項を加える。

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条及び第三百四十条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第二項」と、同項第二号中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第四十二条を削る。

第四十一条第三項中「第十三条並びに第九百十八条並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十四条及び第四十五条」を「第十二条並びに第十三条」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条の二中「役員」の下に「又は会計監査人」を加え、同条を第四十一条とする。

第四十三条第四項中「日から」を「日の」に改める。

第四十三条の三第二項並びに第四十三条の四第一項及び第三項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第四十三条の七第一項中「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第四十四条第一項第五号中「、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」を「又は計算書類及び」に改め、同項第七号及び第八号中「又は農業協同組合中央会」を削る。

第四十五条第一項中「定の」を「定めの」に改める。

第四十六条中「議決を」を「決議を」に改める。

第四十六条の二を削り、第四十六条の三を第四十六条の二とし、第四十六条の四を第四十六条の三とし、第四十六条の五を第四十六条の四とする。

第四十七条中「第三十九条（同法第七十二条の二の二」を「第三十九条第一項（同法第七十二条の三」に改める。

第四十八条の二第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「議決」を「決議」に改め、同条第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「議決」を「決議」に改める。

第四十九条第一項を次のように改める。

出資組合が出資一口の金額の減少をする場合には、当該出資組合の債権者は、当該出資組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

第四十九条第二項中「出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して」を「前項の場合には、当該出資組合は」に改め、同項第二号中「前項の財産目録及び貸借対照表」を「当該出資組合の計算書類」に改め、同条第三項中「第九十二条第二項」を「第九十七条の四第二項」に改める。

第五十条の二第一項及び第二項中「議決」を「決議」に改める。

第五十条の三第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項及び第三項中「議決」を「決議」に改める。

第五十条の四第一項及び第二項中「議決」を「決議」に改める。

第五十一条第三項中「次に掲げる金額」を「出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払った金額及び損失の塡補に充てた金額を超えるときは、その超過額」に改め、同項各号を削り、同条第四項を次のように改める。

合併又は新設分割に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、農林水産省令で定める。

第五十一条第五項及び第六項中「てん補」を「塡補」に改める。

第五十二条の二を削る。

第五十二条の三中「第十一条の四、第十一条の六、第十一条の十三から第十一条の十九まで」を「第十一条の八、第十一条の十一、第十一条の三十二から第十一条の三十八まで」に改め、同条を第五十二条の二とする。

第五十三条中「払込」を「払込み」に、「終る」を「終わる」に改める。

第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第二号中「全国の区域を地区とする」を削る。

第二章第四節中第五十四条の三の次に次の二条を加える。

第五十四条の四　非出資組合は、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十四条第二項の認可があったときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において、登記をすることによってその効力を生ずる。

第一項の規定による出資組合への移行については、第四十八条の二及び第六十二条第三項の規定を準用する。

第五十四条の五　出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

出資組合の組合員は、前項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十四条第二項の認可があったときは、変更後の定款の定めるところにより、当該組合員の持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

第一項の規定による非出資組合への移行については、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第四十八条の二から第五十条まで及び前条第三項の規定を準用する。この場合において、第二十二条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の五第二項」と、「脱退した事業年度末」とあるのは「非出資組合への移行の日」と、第二十四条中「前二条」とあるのは「第五十四条の五第二項及び同条第三項において準用する前条」と、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「非出資組合に移行する旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章第四節を同章第六節とする。

第十二条第一項第四号中「もとに」を「下に」に改め、同条第二項第三号ロを削り、同号ハ中「第十一条の四十七第一項第一号」を「第十一条の六十六第一項第一号」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第十一条の四十九第一項第一号」を「第十一条の六十八第一項第一号」に改め、同号ニを同号ハとする。

第十三条の二を削る。

第十六条第八項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第十七条第二項中「以て」を「もつて」に改める。

第十九条を削る。

第二十条中「附された」を「付された」に、「附しては」を「付しては」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条第一項中「左の」を「次の」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「議決」を「決議」に、「会日から」を「日の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第二号中「払込」を「払込み」に改め、同条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条中「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条中「因つて」を「よつて」に改め、同条を第二十四条とする。